

仙台市公文書館 設置までの経緯

仙台市では、昭和 62 年に公文書館法が制定されて以降、歴史資料として重要な公文書等を保存、閲覧するための施設として公文書館設置の必要性が認識されていたものの、将来的な課題として、具体的な検討までには至らない状況が続いていました。

その後、平成 20 年と平成 25 年の二度にわたり、仙台市史編さん委員会から仙台市長あてに提言書が提出され、市史編さん事業に伴い収集された貴重な資料の散逸を防止し、継続的な保存と利用を可能とするため公文書館の整備が必要であるとの提言がなされました。

また、平成 21 年には「公文書等の管理に関する法律」が制定され、地方公共団体に対しても、この法律の趣旨にのっとり、保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を定め、実施することが求められるようになりました。ここで求められる「必要な施策」には、行政上の必要から利用や保管をしている、いわゆる「現用文書」だけでなく、現用を終えた歴史的公文書の適切な保存及び利用も含まれると解されています。

これらを踏まえ、仙台市における歴史的公文書の保存及び利用に向けた取組の第一歩として、まずは歴史的公文書を選定する基準を新たに設けることとし、平成 27 年 3 月に「歴史的公文書の収集選別基準」を策定しました。

公文書館の整備に向けては、平成 27 年 3 月に閉校した仙台市立貝森小学校の旧校舎を活用することに決定し、平成 30 年度に総務局総務部文書法制課内に「公文書館設置準備室」を設置して、開館に向けた準備を進めることになりました。